

森林土木工事共通仕様書（R5.1）の改定概要

1 基本事項

農林水産省林野庁の令和4年4月1日「森林整備保全事業工事標準仕様書」及び山形県県土整備部の令和3年4月版「土木工事共通仕様書」・「土木工事共通特記仕様書」に準拠し、森林土木工事共通仕様書を改定するものである。

第1編共通編第1章総則の内容は県土整備部版に準拠し、第1編共通編第2章材料以降の内容は農林水産省版に準拠している。

2 主な改定内容

（1）共通仕様書の改定

令和4年9月2日に公布の資源有効利用促進法省令の一部改正（令和5年1月1日施行）において、再生資源利用（促進）計画を公衆の見えやすい場所に掲げることとされたため以下を改定した。

- ・第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1-21 建設副産物
 4. 法令等に基づき、再生資源利用計画を工事の見えやすい場所に掲げることが記載した。
 5. 法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事の見えやすい場所に掲げることが記載した。

（2）共通特記仕様書の改定

建設業法施行令の一部改正に伴い以下を改定した。

- ・第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1-2 主任技術者
語句の追加を行った。
- ・第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1-3 監理技術者
建設業法施行令の一部改正に伴い監理技術者の配置を要する下請代金額の修正を行った。
- ・第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1-5 配置技術者等の適格性及び専任性等の確認
建設業法施行令の一部改正に伴い配置技術者の専任義務を要する請負代金額の修正を行った。